

[事案 2024-329] 手術給付金支払請求

・令和7年9月26日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発症を理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月から令和5年11月にかけて採卵術・胚移植術等（手術①）を受けたことから、令和4年1月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、支払われた。その後、令和6年1月中旬に子宮頸管ポリープ切除術、同月下旬に胚移植術（あわせて手術②）を受けたため、手術給付金を請求したところ、支払われた。さらに、令和4年12月から令和6年4月まで胚培養等の先進医療（手術③）を受けたため、先進医療給付金を請求したところ、告知日以前の令和2年9月から令和3年12月まで、不妊症により継続的に診察を受けていたことが判明したとして、手術①については、責任開始期前に発症した疾病の治療を目的とするものであり、手術給付金の支払事由に該当しないものであるとして、手術給付金の返還を求められ、手術③のうち責任開始期から2年経過後に行われた手術に対する先進医療給付金から、手術①にもとづく手術給付金を控除した金額が支払われた。しかし、以下の理由により、控除された手術①の給付金を支払ってほしい。

- (1)手術①に関する給付金請求に際して、前医がいること、その初診日が1年以上前であることを記載して申告している。それに対し、給付金が実際に支払われたにもかかわらず、後で返還させられることになり納得がいかない。
- (2)保険会社が事実確認を怠ったものであるにもかかわらず、謝罪もなく勝手に他の給付金から差し引かれ、無責任である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)手術①は、責任開始期前に発症した疾病の治療を目的とする手術であり、給付金の支払事由に該当しないため、申立人は手術①にもとづく既払給付金の返還義務を負う。
- (2)手術①の治療内容報告書（令和5年12月付）には、前医が記載されているが、具体的な初診日の記載はなく、「1年以上前」の欄にチェックがなされているだけであったため、告知書において告知されていない事実を踏まえると、告知日以降から同報告書記載の1年前である令和4年12月までが初診日であったと理解されるもので、当社の対応に問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)治療内容報告書の記載からは、申立人が責任開始期前に受診等をしていたか判然としない

ことは否定できないため、保険会社が必ず調査をすべきであるとまでは言えないが、もう少し慎重に検討をしていれば、本件紛争は発生しなかったものと考えられる。

- (2) 申立人は、事情聴取において、手術①について給付金が支払われたことからそれを使ってその後の治療を進めたのに、後に返還を求められた、最初から支払われなければ治療の進め方は変わっていた旨を述べており、手術①の給付金が支払われたことが、その後の申立人の判断に影響を与えた可能性は否定できない。